

契 約 書

重 要 事 項 説 明 書

ふれあい鎌倉ホスピタル

訪問診療 訪問看護

第1条（サービスの目的及び内容）

1. ふれあい鎌倉ホスピタル（以下当事業者とする）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付の対象となるサービスを提供します。
 - ① 訪問診療 （サービス内容：別紙1）
 - ② 訪問看護 （サービス内容：別紙2）
2. それぞれのサービス内容についての詳細は、別紙に記載の通りです。
3. 提供するサービスの種類を変更する場合には、別紙の「契約変更欄」に必要事項を記載し、記名捺印するとともに、変更事項に係る別紙を追加して添付します。

第2条（契約の期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の7日前までに利用者から事業所に対して契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

第3条（個別サービス計画等）

1. 当事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿ってサービスを提供します。訪問看護については「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。個別サービス計画については、利用者に説明し、その写しを交付します。
2. 当事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
3. 当事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（身体拘束等の禁止）

1. 当事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
2. 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、当事業者は、直ちに、その日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

第5条（サービス提供の記録等）

1. 当事業者は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受ける事とします。
2. 当事業者は、一定期間ごとに、前項のサービス提供記録等の書面その他の書面に目標達成の状況等を記載して、利用者に説明の上その写しを交付します。
3. 当事業者は、第1項及び前項の記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

1. サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに重要事項説明書に記載するとおりとします。ただし、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改正された場合には、改訂後の金額を適用するものとします。この場合には、当事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期および改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
2. 利用者が正当な理由なく当事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、当事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催告するとともに、期間満了までに支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 当事業者は、前項の催告をした時、居宅介護サービスを作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅介護サービスの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
4. 当事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。
5. 当事業者は、利用者方の利用料の支払いを確認したあと、領収書を発行します。なお、領収書の再発行はできませんのでご注意ください。

第7条（利用者からの解約等）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。ただし、事業者との合意の上での解約の際には、この予告期間は必要ないものとします。

第8条（事業者からの契約の解除）

当事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記（2）により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況にに応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合、当事業者は、居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第9条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

第1項～第5項にあたる際には、別紙4に定める文書により、契約終了を通知致します。

- (1) 第6条の規定により、当事業者から解除の意思表示がなされたとき。
- (2) 第7条の規定により、利用者からの解約の意思表示がなされたとき。又は、利用者・事業者双方の合意の上での解約がなされるとき。
- (3) 第8条の規定により、当事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 次の理由により、相当期間にわたり利用者にこの契約が目的とするサービスを提供できなくなったとき。
 - ①利用者が、介護保険施設や医療機関に入所または入院したとき
 - ②利用者が、要介護認定を受けられなかったとき
- (5) 利用者が死亡したとき。

第10条（事故時の対応等）

1. 当事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
2. 当事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

1. 当事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密、及び個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、一定条件の下で個人情報を使用できるものとします。

第12条（苦情対応）

1. 利用者は、提供されたサービスに対して苦情がある場合には、当事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 当事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 当事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な扱いをすることはありません。

第13条（契約外条項等）

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一种類の保険外サービス（利用限度額を超えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第14条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

1. 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
2. その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催・指針整備等）

第15条（虐待の防止のための措置）

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置（指針整備等）
2. 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第16条（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

男女雇用機会均等法等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ② 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③ その他ハラスメント防止のために必要な措置

第17条（業務継続計画の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第18条（災害時の訪問看護サービスの取り扱い）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

第19条（介護サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、本契約書の第8条の留意事項を守って、介護サービスを利用するものとします。

上記の通り、居宅サービスの契約を締結します。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____
氏名 _____

（注）利用者が代理人を選任した場合、代理人は利用者によって契約行為を行います。

立会人 住所 _____
氏名 _____

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 神奈川県鎌倉市御成町9-5
事業者名 うれあい鎌倉ホスピタル
管理者 平田 敏樹

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ふれあい鎌倉ホスピタル		
所在地	鎌倉市 御成町 9-5		
提供可能サービス	① 訪問看護 ②訪問診療 事業所番号 1412100972		
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	① 訪問看護 ②訪問診療	平田 敏樹	0467-23-1111
サービス提供地域	② 訪問看護 ②訪問診療	鎌倉市 逗子市	

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
医師	訪問診療	1名（専任0名、兼任2名）
看護師・准看護師	訪問看護	2名（専任0名、兼任2名）
事務担当職員	事務	1名（専任0名、兼任1名）

3. サービス提供時間

サービス種類	平日
訪問看護	9:00 ~17:00
訪問診療	午前：木・金曜日 午後：火・水

（注）年末年始（12/31～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

（注）サービス提供時間外で連絡が必要となる際は、別紙、〈ホスピタルへの連絡方法〉を参照下さい。

4. 利用者負担金 [1回あたりの自己負担額と単価（単位）]

		[予防訪問看護]			[訪問看護]		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
負担割合／提供時間	30分未満	422円	845円	1267円	441円	882円	1323円
		382単位			399単位		
	60分未満	612円	1222円	1833円	635円	1269円	1903円
		553単位			574単位		
	90分未満	933円	1799円	2699円	933円	1866円	2798円
		814単位			844単位		

- ・地域加算 鎌倉市3級地 11,05

利用者負担額は単位数に地域加算（11,05）をかけて出た金額の1割/2割/3割です

- ・初回加算 300単位（新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合及び初回の訪問看護を行った月に算定）

・特別管理加算Ⅰ 500 単位（対象者は下記状態の利用者）

①悪性腫瘍患者・気管切開患者

上記で医師より指導管理を受けている状態にある方

②気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

・特別管理加算Ⅱ 250 単位（対象者は下記状態の利用者）

①自己腹膜かん流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・

持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者

上記で医師より指導管理を受けている状態にある方

②人工肛門・人工膀胱を設置している状態にある方

② 重度の（真皮を超える）褥瘡のある方

③ 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態にある方

【訪問診療】		居宅療養管理指導料		
		医師が訪問した場合 (月 2 回限度)	複数名 同一敷地内：2～9 名	複数名 同一敷地内：10 名以上
負担割合	1 割	515 円	487 円	446 円
	2 割	1030 円	974 円	892 円
	3 割	1545 円	2435 円	1338 円
		515 単位	487 単位	446 単位

<医療保険>

- (1) 医師が訪問した場合は、介護保険での居宅療養管理指導料のほかに、加入している健康保険に準じた自己負担額が発生します。
- (2) 訪問看護は原則として介護保険での算定ですが、下記の疾患がおありの方、または急性増悪で医師が必要と認めた場合には、健康保険での算定となります。

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・筋萎縮性側索硬化症・
脊髄小脳変性症・ハンチントン舞踏病・進行性筋ジストロフィー・
スモン・パーキンソン病・頸髄損傷・シャイ ドレーガー症候群・
クロイツフェルト ヤコブ病・後天性免疫不全症候群
人工呼吸器を使用している状態

<交通費>

訪問診療・往診/医療保険での訪問看護の際は 1 回の訪問につき以下の交通費が加算されます。

(往復)

- ◆ 1Km 未満：0円
- ◆ 1Km～ 5Km 未満：200円
- ◆ 5Km～10Km 未満：300円
- ◆ 10Km 以上：500円

また、通常のサービス提供地域以外への訪問看護の際には、実費相当の交通費が必要となります。

<支払い方法>

毎月中旬に請求書を送付いたします。

支払い方法は特別な場合を除き下記のいずれかをお願い致します。

- (1) ふれあい鎌倉ホスピタル 外来会計窓口でのお支払い
- (2) 銀行振り込みでのお支払い

※ 振込先については初回請求の時に請求書と一緒に同封いたします。

- (3) 口座引き落とし

※ 手続き完了までお時間を頂く関係上、初回の引き落としは2ヶ月分となることがあります。

<その他>

- (1) 利用者負担金は「現物給付」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない等「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の10割を支払い、その後、市町村に対して保険給付分9割を請求することになります。
- (2) 介護保険外サービスとなる場合、サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります。
介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。
- (3) 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」に関しては、全額自己負担になります。この場合には事前に詳細を説明の上、同意を得ることとします。

5.キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際は、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。前日または当日のキャンセルの場合、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
(ただし利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。)
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いにあわせてお支払いいただきます。

時期	キャンセル料
サービス利用の前々日まで	無料
サービス利用の前日まで	利用者負担の50%
サービス利用の当日	利用者負担の100%

6.サービスの方針等

- (1) 訪問看護：退院後あるいは通院困難な方が安心して療養を継続できるように、看護師等が居宅を訪問し、主治医や関係機関と連携を取りながら必要な看護サービスを提供いたします。
心身の機能の回復・維持を図り、生活の質の確保を支援できるように努め、利用者・ご家族等が住み慣れた地域で安心して療養していけるように心がけます。
- (2) 訪問診療：当院医師が通院困難な要介護者等の居宅を訪問し、継続的な医学管理を行い介護サービスを利用する上での留意点及び介護方法等について、利用者及び家族等に対して、指導及び助言等を行います。
また、居宅介護支援事業者等に対するケアプラン作成に必要な情報提供を行います。

7.緊急時の対応

サービス提供に当たり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

緊急連絡先	氏名.....
	住所.....
	連絡先.....

8.相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ふれあい鎌倉ホスピタル	電話番号	0467-23-1111
	FAX 番号	0467-23-1110
	相談担当者	岩瀬 篤志（事務責任者） 小原・齋藤（訪問看護 担当看護師）
	対応時間	9:00 ~ 17:00（平日）

(2) 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

鎌倉市介護保険相談窓口 （介護保険課）	所在地	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
	電話番号	0467-23-3000（内線2667）
	対応時間	8:30 ~ 17:00
逗子市介護保険相談窓口 （介護保険課）	所在地	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
	電話番号	046-873-1111
	対応時間	8:30 ~ 17:00
神奈川県 国民健康保険団体連合会 （国保連・介護苦情班）	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	8:30 ~ 17:00

9.当法人の概要

法人の名称	医療法人 大樹会
代表者名	大屋敷 英志枝
所在地	鎌倉市御成町9-5
電話番号	0467-23-1111
業務の概要	外来診療科目：内科・消化器外科 在宅医療（訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ）

サービス契約の締結に当たり、上記の通り説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 ふれあい鎌倉ホスピタル

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記の通り説明を受けました。

利用者名

代理人または立会人

-